

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費(独自)Ⅰ	事業対象者・要支援1・2(週1回程度)		1,172	1月につき
A2	1114	訪問型独自サービスⅠ・同一		1,172 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	1,055	
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割		事業対象者・要支援1・2(週1回程度)		39	1日につき
A2	2114	訪問型独自サービスⅠ日割・同一		39 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	35	
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費(独自)Ⅱ	事業対象者・要支援1・2(週2回程度)		2,342	1月につき
A2	1214	訪問型独自サービスⅡ・同一		2,342 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	2,108	
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割		事業対象者・要支援1・2(週2回程度)		77	1日につき
A2	2214	訪問型独自サービスⅡ日割・同一		77 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	69	
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費(独自)Ⅲ	事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		3,715	1月につき
A2	1324	訪問型独自サービスⅢ・同一		3,715 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	3,344	
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割		事業対象者・要支援2(週2回を超える程度)		122	1日につき
A2	2324	訪問型独自サービスⅢ日割・同一		122 単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 × 90%	110	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算		所定単位数の 15% 加算		1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割			所定単位数の 15% 加算		1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における 小規模事業所加算		所定単位数の 10% 加算		1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割			所定単位数の 10% 加算		1日につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者への サービス提供加算		所定単位数の 5% 加算		1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割			所定単位数の 5% 加算		1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ニ 初回加算		200 単位加算	200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅰ	ホ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200	
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 137/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 100/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算		
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 63/1000 加算		
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 42/1000 加算		

恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業サービス台帳④ 通所介護相当サービス サービスコード表(平成27年4月1日以降に指定された事業所)

2019年10月1日 現在

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位	
種類	項目						
A6	1111	通所型独自サービス1	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,655 単位	1,655 1月につき	
A6	1112	通所型独自サービス1日割		事業対象者・要支援2	54 単位	54 1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス2		事業対象者・要支援1	3,393 単位	3,393 1月につき	
A6	1122	通所型独自サービス2日割		事業対象者・要支援2	112 単位	112 1日につき	
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の	5% 加算	1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の	5% 加算	1日につき	
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	若年性認知症利用者受入加算		240 単位加算	240	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	事業対象者・要支援1	376 単位減算	-376	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算2		事業対象者・要支援2	752 単位減算	-752	
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ロ 生活機能向上グループ活動加算		100 単位加算	100	
A6	5002	通所型独自サービス運動器機能向上加算	ハ 運動器機能向上加算		225 単位加算	225	
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ニ 栄養改善加算		150 単位加算	150	
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算	ホ 口腔機能向上加算		150 単位加算	150	
A6	5006	通所型独自複数サービス実施加算 I 1	ヘ 選択的サービス複数実施加算	運動器機能向上及び栄養改善	480 単位加算	480	
A6	5007	通所型独自複数サービス実施加算 I 2		(1) 選択的サービス複数実施加算(I)	運動器機能向上及び口腔機能向上	480 単位加算	480
A6	5008	通所型独自複数サービス実施加算 I 3		(2) 選択的サービス複数実施加算(II)	栄養改善及び口腔機能向上	480 単位加算	480
A6	5009	通所型独自複数サービス実施加算 II			運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上	700 単位加算	700
A6	5005	通所型独自サービス事業所評価加算	ト 事業所評価加算		120 単位加算	120	
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算 I 1 1	チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(I)イ	事業対象者・要支援1	72 単位加算	72
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算 I 1 2		事業対象者・要支援2	144 単位加算	144	
A6	6101	通所型独自サービス提供体制加算 I 2 1		(2) サービス提供体制強化加算(I)ロ	事業対象者・要支援1	48 単位加算	48
A6	6102	通所型独自サービス提供体制加算 I 2 2		事業対象者・要支援2	96 単位加算	96	
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算 II 1		(3) サービス提供体制強化加算(II)	事業対象者・要支援1	24 単位加算	24
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算 II 2		事業対象者・要支援2	48 単位加算	48	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算1	リ 生活機能向上連携加算	運動器機能向上加算を算定している場合	200 単位加算	200	
A6	4003	通所型独自サービス生活機能向上連携加算2			100 単位加算	100	
A6	6201	通所型独自サービス栄養スクリーニング加算	ヌ 栄養スクリーニング加算(6月に1回を限度)		5 単位加算	5 1回につき	
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算 I	リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 59/1000 加算	1月につき	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算 II		(2) 介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 43/1000 加算		
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算 III		(3) 介護職員処遇改善加算(III)	所定単位数の 23/1000 加算		
A6	6113	通所型独自サービス処遇改善加算 IV		(4) 介護職員処遇改善加算(IV)	(3)で算定した単位数の 90% 加算		
A6	6115	通所型独自サービス処遇改善加算 V		(5) 介護職員処遇改善加算(V)	(3)で算定した単位数の 80% 加算		
A6	6118	通所型独自サービス特定処遇改善加算 I	ヲ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(I)	所定単位数の 12/1000 加算	1月につき	
A6	6119	通所型独自サービス特定処遇改善加算 II		(2) 介護職員処遇改善加算(II)	所定単位数の 10/1000 加算		

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A6	8001	通所型独自サービス1・定超	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,655 単位	定員超過の場合 × 70%
A6	8002	通所型独自サービス1日割・定超		事業対象者・要支援1	54 単位	
A6	8011	通所型独自サービス2・定超		事業対象者・要支援2	3,393 単位	
A6	8012	通所型独自サービス2日割・定超		事業対象者・要支援2	112 単位	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成単位数	算定単位
種類	項目					
A6	9001	通所型独自サービス1・人欠	イ 通所型サービス費(独自)	事業対象者・要支援1	1,655 単位	看護・介護職員 が欠員の場合 × 70%
A6	9002	通所型独自サービス1日割・人欠		事業対象者・要支援1	54 単位	
A6	9011	通所型独自サービス2・人欠		事業対象者・要支援2	3,393 単位	
A6	9012	通所型独自サービス2日割・人欠		事業対象者・要支援2	112 単位	

恵庭市介護予防・日常生活支援総合事業サービス台帳⑤ 介護予防ケアマネジメント サービスコード表

2019年10月1日 現在

費用コード	サービス内容略称	算定項目	委託率		単位数	算定単位
1001	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	要支援1・2	0 %	431	1月につき
1002	介護予防ケアマネジメント・初回	ロ 初回加算		0 %	731	
1003	介護予防ケアマネジメント・連携	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		0 %	731	
1004	介護予防ケアマネジメント・初回・連携	ニ 初回加算＋介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		0 %	1,031	
1005	介護予防ケアマネジメント	イ 介護予防ケアマネジメント費	要支援1・2	100 %	431	1月につき
1006	介護予防ケアマネジメント・初回	ロ 初回加算		100 %	731	
1007	介護予防ケアマネジメント・連携	ハ 介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		100 %	731	
1008	介護予防ケアマネジメント・初回・連携	ニ 初回加算＋介護予防小規模多機能型居宅介護事業所連携加算		100 %	1,031	